

所有者不明土地問題への取組の状況

平成30年1月19日
法務省

所有者不明土地等の対策の推進について

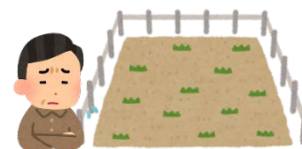
通常国会提出予定法案の概要

長期相続登記未了土地に係る 不動産登記法の特例

登記官が、長期間相続登記等がされていない土地について、その旨等を登記簿に記録するとともに、相続人等の所有権の登記名義人となり得る者に対して登記手続を直接的に促す制度を創設

財産管理制度に係る民法の特例

所有者不明土地の適切な管理のために必要な場合につき、地方公共団体の長に、家庭裁判所に対する不在者財産管理人等の選任申立権を付与



登記制度・土地所有権の在り方

所有者不明土地の発生抑制・解消に向け、登記制度及び土地所有権の在り方等の根本的課題について、研究会において論点及び考え方を整理した上で、法制審議会（平成30年度中に諮問予定）において議論

これらの検討を通じ、早期に実施可能と考えられる事項については速やかに実施

<主な検討項目>

1. 登記制度の在り方（相続登記の義務化の是非、登記手続の簡略化等）
2. 土地所有権の在り方等（土地所有権の放棄の可否、共有地の管理等の在り方等）

所有者不明土地等の対策の推進について

市町村窓口と連携した相続登記の促進の取組

・ 死亡届受理時に、窓口で相続登記の促進のための広報用リーフレットを配布することを各法務局・地方法務局から全国の市町村に依頼

・ 現在までに、全国の7割を超える市町村に協力をいただいている状況



登録免許税の免税措置の創設(税制改正要望)

平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)

- ① 数次にわたる相続を経ても登記が放置されている土地
- ② 相続登記を促進すべき地域における少額土地(一筆10万円以下)

について、相続による所有権の移転登記に係る登録免許税を免除(平成33年3月31日まで)

法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大

・ 平成29年5月から、相続登記の促進を図るため、法定相続情報一覧図の写しの交付を行う法定相続情報証明制度を開始

・ 現在、国内のほとんど全ての銀行における被相続人の預金の払戻し手続に一覧図の写しが利用可能な状況

・ さらに、行政機関における各種相続手続(相続税の申告等)等への利用範囲の拡大に取り組む



共有私道の保存・管理等に関する事例研究会

・ 住宅地における共有私道の補修工事等を円滑に実施するため、民法等において同意を得ることが求められる共有者の範囲の明確化を図るべく、学識経験者や実務家を構成員とする研究会を開催

・ 近日中にガイドラインを公表予定

